

北九州市建設リサイクル資材認定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市建設リサイクル資材認定制度要綱第3条の規定に基づき、北九州市建設リサイクル資材認定委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長)

第2条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第3条 委員会は、「北九州市建設リサイクル資材認定制度要綱」第6条による申請がなされた場合、「北九州市建設リサイクル資材の認定評価基準」に基づき建設リサイクル資材（以下、「資材」という。）について審議を行うとともに、その認定の適否を決定する。

2 前項のほか、資材に関し委員会が必要と認めた事項について審議し、その適否を決定する。

3 委員会は、認定した資材（以下、「認定資材」という。）の利用促進を図る。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。なお、委員長は出席委員に含めない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、課長級の職員のうちから委員が指名する。

3 委員長は、幹事のうちから幹事長を指名する。

4 幹事長は、幹事会を総理する。

5 幹事会は、申請された資材の認定の適否を審査し、その結果を委員会に報告する。

(会議の特例)

第6条 委員長は、やむを得ず委員会を開催できないと判断したときは、各委員への持回りにより審議をすることができる。

2 第3条第1項の審議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、資材の認定の適否について、第5条第5項の審査結果を、第3条第1項の委員会の決定とすることができる。

(1) 既に認定されている資材で更新申請のとき。

(2) 新規に申請がなされた資材で、類似品(規格、基準、仕様など)と認められる資材が既に認定されており、かつ、汎用性が高いと判断されたとき。

3 第2項に係る会議は、第4条を準用し、委員会は幹事会、委員長及び議長は幹事長と読み替えるものとする。

4 委員長は、第1項及び第2項に基づき認定の適否を決定したときは、すみやかに各委員にその旨を報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、技術監理局技術支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年12月24日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年11月20日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。